

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業
プロポーザルに関する質問への回答

	質問	回答	掲載日
1	＜該当箇所＞ 仕様書 5 事業実施の条件 (6) 再エネ設備等の撤去 (産業技術センター、上益城総合庁舎 共通) ・ 解体費について ＜内容＞ ・ 本事業を提案するにあたり、現時点での解体費相場で算定しておりますが、事業期間終了後の20年後には人件費、物価高騰の可能性があると考えております。現時点では、20年後の見込みを算定することも難しいと判断します。事業期間中に解体費など、物価高騰が発生した場合、PPA単価の再協議をしていただくことは可能でしょうか。	・ 原則、事業期間終了後の再エネ設備等の撤去については、設置した基礎を含む全ての設備を事業者負担で撤去することを想定しています。したがって、事業期間終了後の撤去費用については、一般的な物価高騰を踏まえて、必ずPPA単価に反映の上、計画的に確保ください。 原則、PPA単価は事業期間固定としますが、予期できない社会情勢や物価高騰等の影響により、事業自体が継続できない等でやむを得ず契約後のPPA単価を変更する必要が発生した場合は、PPA単価の変更に関わる根拠資料を提出いただき、県と協議の上、決定します。	3/18
2	＜該当箇所＞ (産業技術センター) ・ 不可抗力について ＜内容＞ ・ 太陽光発電設備の設置方法は、本提案書の仕様書の通り、耐震強度で検討しております。 想定外の地震等が起因（実験棟の倒壊等）で、太陽光発電設備に故障などが起きた場合、補修費など協議頂くことは可能でしょうか。	・ 想定外の事象が発生した場合、契約書全体の定めにおいて「契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議して合意の上、これを解決するものとする。」の条文を定める予定です。 ・ 事業者が想定している保険で対応できるもの、できないものの内容や事例等を企画提案書内に記載し、説明をお願いいたします。 なお、審査会の審査基準である評価の視点となっていますので、ご注意ください。	3/18
3			/